

平成22年5月17日

福岡市長

吉田 宏 様

提言（虐待死ゼロを目指して）

〒810 - 0041

福岡市中央区大名2丁目10番2号

シャンボール大名B棟1005号

稲村法律事務所内

(特)ふくおかこどもの虐待防止センター

(F・CAP-C)

代表 松本 壽 通(小児科医師)

事務局長 松浦 恭子(弁護士)

TEL 092-791-8606 FAX092-725-6053

1. 初めに

ふくおかこどもの虐待防止センターは、児童虐待の援助に係る医師、助産師、福祉士、心理士、弁護士等専門職種が集まり、平成11年設立、平成15年にNPO法人化して活動している民間団体です。電話相談や講演会、研修会等を行うほか、専門家の立場から行政の方の相談を受ける等の活動をしています。

児童虐待においては、あらゆる援助の手を尽くしても、重大事例が発生することがあります。しかし、私どもは、近時福岡市で続いている死亡、重症事例は、このあらゆる手を尽くしても起きてしまった・・・という事例ではないと思っております。

この度、市長自らの発案で児童虐待防止推進委員会を立ち上げられ、民間と協力して虐待防止にあたらうとされていることは大変素晴らしいことと思っております。私どもの率直な提言をさせていただきます。

2. 福岡市で近時発生している死亡・重大事例について

(1) 児童虐待への対応には、大きく分けて、「予防」と「虐待が発見された場合の援助」の2種類があります。

①「予防」には、行政による予防の他に、保育所、幼稚園や様々なNPO等の民間

の予防もあり、民間も大きな役割を果たすことができます。

②虐待を発見し、通告によって情報が行政に入ることによって「介入・援助」が始まることから、市民に児童虐待が疑われた場合に速やかに通告を促す目的でキャンペーン等の広報を行います。ここでも民間は大きな役割を果たすことができます。

③これに対して介入・援助は、行政（ex.児童家庭課、保育所担当課、保健福祉センター、児童相談所等）の仕事です。児童虐待の防止等に関する法律4条は、明確に国及び地方公共団体の責務としています。

保育所、幼稚園、学校が関係機関として援助に参加することも多いことから、あいまいな言い方をされがちですが、責任はあくまで行政にあります。また民間の医師や弁護士等が加わるがありますが、あくまで専門的な立場からの手助けです。

(2) 近時福岡市で起きている死亡・重症例は、虐待がすでに発見され、通告等により情報が市に入った後の、行政に責務のある援助の場面で発生しています。新聞等のマスコミ報道等に出てきた情報から見ると

- ・職員の専門性（児童虐待についての理解力や判断力）が低く、虐待であることや重症度の高さを認識出来なかった、
- ・担当職員が悩みながらケースを抱え込んでしまっていた、
- ・情報の集約と共有、フィードバックが出来ていなかった、
- ・援助方法の選択を誤っていた、
- ・担当課から他の担当課へ連絡がなされていなかった、

等、虐待対応基本部分でのきちんとした援助ができなかったことにより発生しています。

つまり、「民間と協力して」解決できるという問題ではありません。

(3) 福岡市の場合、これまで見ている限り、児童虐待に関連する行政の各担当課を責任を負って統括する部署がなく、各担当課がバラバラに動いているように見えます。また情報を集約してケースの全体像を明らかにすることが出来ていないのではないかと、情報がきちんと関係する他の担当課に伝わっていないのではないかと、と思われることも多々ありました。技量不足、経験不足の職員も見受けられ、児童虐待援助という高い専門性を要求される分野であるにもかかわらず、研修体制や、技量を蓄積していく体制が整えられていないのではないかと、見受けられます。マンパワーが足りないのはもちろんですが、質も不足しているのでは

ないでしょうか。

また、重大事例の検証結果の公表も行われておらず、検証結果から援助システムの見直しが行われたという話も聞こえてきません。

福岡市においては、児童虐待対応のシステムそのものに問題があるのではないのでしょうか。

私どもは、福岡市役所こども未来局に、児童虐待に関連する行政の担当課を取りまとめる組織（児童虐待に責任を持ってやっていく部署、児童相談所も含めた福岡市全体の児童虐待防止システムを計画策定すること、中長期的な展望を持った人材育成計画を作成すること、計画に沿って職員の技術向上を図ること、担当課間の調整を行うこと等を行う）を設置し、推進計画を策定し、公表した上で、実施していくことが必要であると考えます。また、外部評価委員会を設け、推進計画の実現を確認し、さらに提言していく必要があると考えます。

なお児童相談所は児童虐待防止の最重要機関ですが、推進計画の作成や検証などの役割を同所に負わせることは、日々目の対応、援助に追われている現状から、困難であると考えます。児童相談所は、子どもの命を守る危機管理機能を最優先すべき部署と考えます。

3. 児童虐待防止推進委員会（以下「推進委員会」）について

(1) 民間の立場から推進委員会に協力することについてやぶさかではありません。

広報活動については、F・CAP-Cの運営委員会において、協力するという方針を決定しました。広報活動については民間のノウハウが役に立つと思われ、また市と協力することで、民間だけでは出来なかった効果的な広報が可能になると喜んでいきます。

但し、上記、市としての計画がきちんとなされることが必要最低条件だと考えています。

(2) 推進委員会には、最低限、以下の事項を希望します。

- ・要綱等に縛られない、緩やかなネットワークであること。

ここで必要なのは、福岡市と民間が協力して、児童虐待防止の「実際の効果」を上げて行くこと

- ・福岡市へ意見を言える場にする

上記、児童虐待関連担当課を統括する部署の担当者が必ず出席すること

- ・推進委員会をどのようなものにするかを詰める実務者会議を早急に開くこと

- ・一時的なものでなく、来年度以降も継続事業として行っていくこと

4. なお、以下の点については、文書にてご回答を頂きたいと希望いたします。

- (1) 福岡市として、児童虐待に関連する行政の担当課を取りまとめる組織（児童虐待に責任を持ってやっていく部署、児童相談所も含めた福岡市全体の児童虐待防止システムを計画策定すること、中長期的な展望を持った人材育成計画を作成すること、計画に沿って職員の技術向上を図ること、担当課間の調整を行うこと等を行う）を設置し、推進体制（組織）を計画実施していくことが必要であると考えます。

この点、福岡市のお考えをお示し下さい。

- (2) 児童虐待防止推進委員会をどのようなものにするかを早急に詰める必要があると考えます。下部組織である実務者会議の開催時期をお示し下さい。